

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）19条1項の規定に基づく第一種動物取扱業登録取消処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して平成28年6月16日付けで行った、法19条1項の規定に基づく第一種動物取扱業登録取消処分（28福保健環第623号。以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

立入調査の都度、別の監視員が来て異なった指摘がなされることが繰り返され、それが改善につながらなかった大きな理由である。また、本件処分前の聴聞では全ての違反事項が改善されていたことから、本件処分には納得ができない。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年10月24日	諮問
平成28年12月13日	審議（第4回第2部会）
平成29年 1月17日	審議（第5回第2部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法1条は、この法律は動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、（中略）もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とするとしている。
- (2) 法21条1項は、第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならないとし、法23条1項及び3項は、都道府県知事は、第一種動物取扱業者が法21条1項又は2項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができ、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるとしている。

そして、法 19 条 1 項は、都道府県知事は、第一種動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるとし、同項 6 号は、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したときとしている。

この法 19 条 1 項の規定に基づく第一種動物取扱業者の登録取消しに係る取扱いについて、東京都では、東京都動物の愛護及び管理に関する不利益処分取扱要綱（平成 18 年 8 月 14 日 18 福保健衛第 364 号）において必要な事項を定め、同要綱 11 条の規定に基づき、東京都動物の愛護及び管理に関する不利益処分取扱要綱実施要領（平成 18 年 8 月 14 日 18 福保健衛第 364 号。以下「要領」という。）を定めている。そして、要領（5・(1)・ア（オ））によれば、業務停止を命ぜられ停止の期間が経過した後も改善が認められないときは、第一種動物取扱業者に対する登録の取消し処分を行うものとされている。

(3) また、法 24 条は、都道府県知事は、法 10 条から 19 条まで及び 21 条から 23 条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができるとしている。

2 これを本件についてみると、請求人が第一種動物取扱業者の遵守基準に違反していたため、処分庁は、法 23 条 1 項の規定に基づき、請求人に対して本件勧告を行ったが、本件勧告に従い、改善期限までに違反事項を全て改善しなかったことから、同条 3 項の規定に基づき本件改善命令により違反事項の改善を命じたこと

が認められる。

そして、本件改善命令に係る改善期間が経過した後も、違反事項が全て改善されていなかったことから、法19条1項の規定により、本件停止命令により業務を全部停止（平成28年4月21日から同年5月20日まで）した上で違反事項の改善を命じたところ、請求人において業務停止期間中に違反事項の一部の改善がなされたものの、その余の違反事項の改善がなされていないことを同月21日に担当職員が確認し、なお第一種動物取扱業者の遵守基準に違反していたことが認められた。

この点について、請求人は所長宛に提出した同日付けの違反事実確認書において違反事実を認めている。

また、本件勧告（平成28年1月8日）から本件停止命令に係る業務停止期間が経過する日（平成28年5月20日）に至るまでの期間に限っても、4か月以上の期間があったことが認められることから、本件処分に当たり、処分庁が、請求人において、この間、違反事項を全て改善するための期間は十分にあったものと判断したことは相当と認められる。

以上のことから、処分庁が、請求人に対して手続法の規定に則り本件聴聞を実施し、主宰者の意見を参酌した上で、請求人について本件停止命令に係る業務停止期間を経過した後も、第一種動物取扱業者の遵守基準に違反していたとしてなされた本件処分に違法又は不当な点は認められない。

- 3 請求人は、立入調査の都度、別の監視員が来て異なった指摘がなされることが繰り返され、それが改善につながらなかった理由である旨主張する。

しかし、処分庁は、請求人に対して本件勧告書、本件改善命令書及び本件停止命令書において、それぞれ第一種動物取扱業者の遵守基準に違反し、改善を要する違反事項等を文書により個別具

体的に示し、請求人もその都度、当該違反事項を認めていること、請求人において当該違反事項を改善する期間は十分に与えられていたと認められること（上記2）から、本件事業所等の立ち入り調査をして違反事項を指摘した担当職員が同一人でなかったとしても、そのことにより違反事項の改善ができなかったとする請求人の主張には理由がない。

- 4 請求人は、本件聴聞では違反事項を全て改善していた旨を、違反事実ごとに詳述し、改善後の写真を交えて主張する。

しかし、仮に本件聴聞の時点で請求人主張のとおり違反事項が改善されていたとしても、本件処分は、上記2のとおり、あくまでも請求人が本件停止命令に係る業務停止期間が経過した後も違反事項を全て改善していないことからなされたものであり、この点に関する請求人の主張には理由がない。

- 5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙（略）